

議会の招集権について

平成 22 年 8 月 25 日

議会の招集権について

論点

- 議会の招集権のあり方については、これまで地方行財政検討会議において検討してきたが、これについて本来的にどうするかは二元代表制のあり方と関係するものであり、今後、地方公共団体の基本構造と併せて検討すべきではないか。
- 以上を前提にしても、現在生じている、長が招集義務を果たさず議会がその役割を発揮することができないような違法な状態については、早急に議会の開会を可能とするための制度改革を検討する必要があるのではないか。
- 例えば、長が招集義務を果たさない場合には、議長が議会を招集することとしてはどうか。
- 議員定数の4分の1以上の者からの招集請求があつたが、議長が招集しないとき、又は議長の職務を行う者がいないときはどうか。

議長の招集権に関する緊急声明

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は、かねてから長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与するよう求めてきたところである。

このような中、一部の自治体で、法令の規定に違反し長が議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込めるという異常な事態が発生している。

これは、二元代表制の否定につながり、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題であり、極めて遺憾である。

国は、このような現状を重く受け止め、事態を打開すべく、速やかに所要の法改正を行うよう、強く要請する。

平成22年8月4日

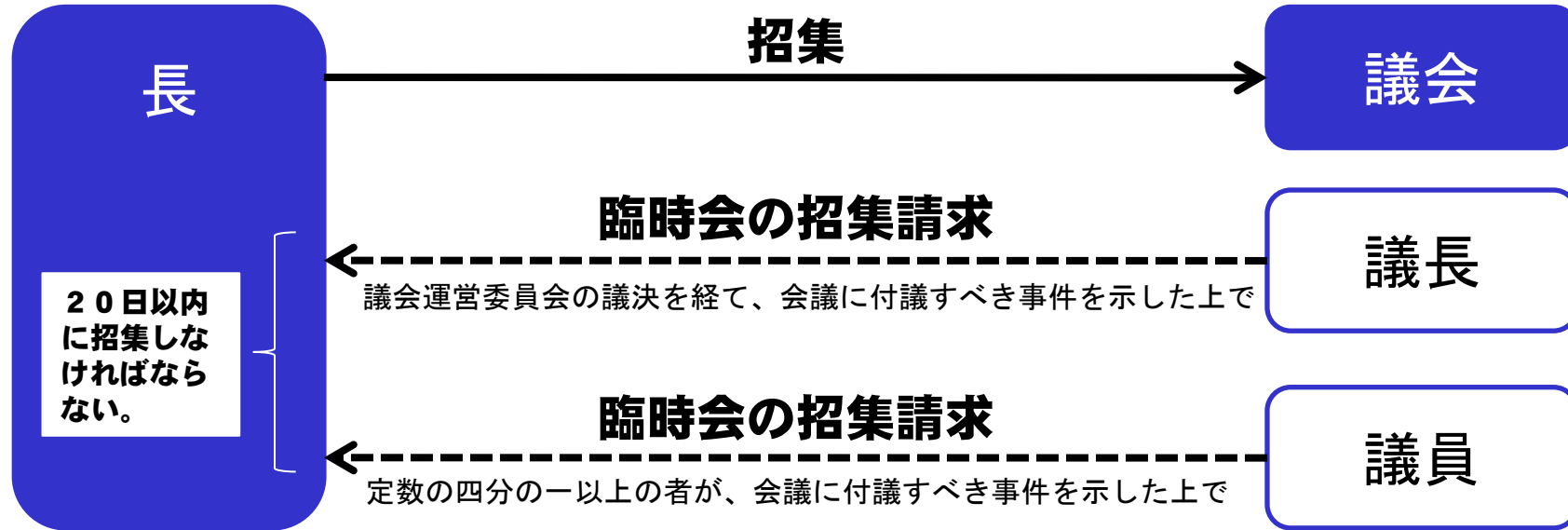
全国都道府県議会議長会
会 長 金 子 万寿夫

全国市議会議長会
会 長 五 本 幸 正

全国町村議会議長会
会 長 野 村 弘

議会の招集権について

現行制度



※ 議長に臨時会の招集請求権を付与したことで議長又は議員からの請求に対して20日以内の招集を義務付けたことは、第二十八次地方制度調査会答申を受け、議会の活性化を図る見地から、議会における審議の機会を広く保障するとともに、長と議会の関係のあり方としても議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれること及び機動的かつ迅速に臨時会が開会されることが担保される方向で平成18年に改正されたものである。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑤ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

議会の招集権に関する地方制度調査会答申について

第二十八次地方制度調査会

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」

平成17年12月9日（抄）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

⑥ 長と議会の関係

イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならないものとすべきである。

第二十九次地方制度調査会

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」

平成21年6月16日（抄）

第3 議会制度のあり方

2 議会制度の自由度の拡大

(2) 議会の招集と会期

議会の招集権については、長のみではなく議長にも付与すべきとの意見もあったが、この点については、平成18年の地方自治法の一部改正により、議長の臨時会招集請求権が認められたところであり、この招集請求権の運用状況も見ながら、なお引き続き検討していくべきである。

地方六団体の意見

全国知事会

議長への議会招集権の付与及び会期制については、執行機関による円滑な行政サービスの提供など、各般の影響にも十分留意した上で、慎重な検討が必要である。

全国都道府県議会議長会

真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。

全国市長会

地方公共団体の統轄代表権から来る長の権限に関する事項についての議会の権限のあり方については、極めて慎重であるべき。

議会の招集権については、第28次地方制度調査会の答申及びこれに基づく法改正により、すでに制度的に整理済みと理解。

全国市議会議長会

「強い議会」を構築するためには、地方議会議員の法的位置付けを明確にするとともに、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直すことが必要であり、次の事項を実現すべきである。

(略)

- ・議長への議会招集権の付与

全国町村会

平成18年の地方自治法の一部改正により、議長による招集請求権は制度化されており、第29次地方制度調査会答申では招集請求権の運用状況も見ながら引き続き検討するとなっている。よって招集権を議論する際には、これまでの経過を含め慎重に議論すること。

全国町村議会議長会

議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地から、議会の招集権については、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すべきである。

※ いずれも、平成22年5月19日地方行財政検討会議第一分科会・第二分科会合同会議（第1回）提出資料より抜粋

(参考) 地方自治法における総務大臣(都道府県知事)の関与の例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（長の臨時代理者）

第二百五十二条の十七の八 第二百五十二条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。

- 2 臨時代理者は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共団体の長の権限に属するすべての職務を行う。
- 3 臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共団体の職員は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

第二百五十二条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

- ② 副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたとき又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。
- ③ 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

（臨時選挙管理委員）

第二百五十二条の十七の九 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。

第八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

②～⑧ （略）